

第3回ワーキンググループで 挙げられた確認事項

厚生労働省 政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

○ 賃金構造基本統計調査（以下「本調査」という。）は、令和元年及び令和2年において多岐にわたる改善を行ったが、引き続き検討すべき課題も残されており、検討を進める。

・ 標準誤差率の算出方法

※第1回WGにおいて議論し、方向性について御意見の集約がされた。

・ 外国人労働者に係る国籍の把握及び性別・地域別の統計表の作成

※第2回WGにおいて議論し、方向性について御意見の集約がされた。

・ 集計要件の見直し

週休2日制を採用する企業が増加したことに加え、有給休暇を数日取得した場合には集計要件から除外される可能性もあるため、見直しの検討を行う。



第3回WGにおいて、集計要件の見直しについて議論し、確認事項はあるものの方向性について御意見の集約がされた。

- 実労働日数の要件については、現行の18日以上そのままとする。
- 1日当たり所定内実労働時間の要件について、一般労働者は現行の5時間以上そのまま、短時間労働者は現行の1時間以上9時間未満のままとする。
- 所定内給与額の要件を廃止する。

第3回ワーキンググループで挙げられた確認事項

一方、第3回WGにおいて次に掲げる点について、今後の集計要件の変更に当たって確認するのが良いのではないかと御指摘があった。

- 実労働日数を18日からの要件を緩めた場合に、所定内給与額がどの程度変化するかという試算もあると判断材料になるのではないか。
- コロナ禍でフレックスタイムなどが浸透し、週休3日制となっている可能性も考えられることから、その影響のない令和元年でも実労働日数が18日以下の人たちが伸びているのか確認する必要があるのではないか。
- 実労働日数と1日当たり所定内労働時間の二次元の分布がどのように変わってきているのかを見ておくと、今後の集計要件の変更等の参考になるのではないか。

集計要件に係る分析等

実労働日数を18日からの要件を緩めた場合に、所定内給与額がどの程度変化するのかという試算もあると判断材料になるのではないかと。

○一般労働者における実労働日数の要件を変更した場合の所定内給与額の試算

実労働日数の要件を現行の18日から緩めた場合の試算を行った。

企業規模	産業 大分類	2022（令和4）年											
		実労働日数の要件を14日以上に変更			実労働日数の要件を15日以上に変更			実労働日数の要件を16日以上に変更			実労働日数の要件を17日以上に変更		
		所定内 給与額 [千円] (現行)	所定内 給与額 [千円] (変更)	差分									
10人 以上 計	計	311.8	311.7	△ 0.1	311.8	312.0	0.2	311.8	312.3	0.5	311.8	312.3	0.5
	C	347.4	348.0	0.6	347.4	347.7	0.3	347.4	347.6	0.2	347.4	347.6	0.2
	D	335.4	334.3	△ 1.1	335.4	334.4	△ 1.0	335.4	334.7	△ 0.7	335.4	334.8	△ 0.6
	E	301.5	302.5	1.0	301.5	302.7	1.2	301.5	302.9	1.4	301.5	302.5	1.0
	F	402.0	399.7	△ 2.3	402.0	399.9	△ 2.1	402.0	400.1	△ 1.9	402.0	400.4	△ 1.6
	G	378.8	377.7	△ 1.1	378.8	378.0	△ 0.8	378.8	378.3	△ 0.5	378.8	378.4	△ 0.4
	H	285.4	286.7	1.3	285.4	287.1	1.7	285.4	287.1	1.7	285.4	286.5	1.1
	I	314.6	316.3	1.7	314.6	316.4	1.8	314.6	316.8	2.2	314.6	316.6	2.0
	J	374.0	370.7	△ 3.3	374.0	371.1	△ 2.9	374.0	371.8	△ 2.2	374.0	372.5	△ 1.5
	K	339.5	338.8	△ 0.7	339.5	339.3	△ 0.2	339.5	339.9	0.4	339.5	340.1	0.6
	L	385.5	386.2	0.7	385.5	386.4	0.9	385.5	386.7	1.2	385.5	386.4	0.9
	M	257.4	253.4	△ 4.0	257.4	254.0	△ 3.4	257.4	254.7	△ 2.7	257.4	256.4	△ 1.0
	N	271.6	269.1	△ 2.5	271.6	269.4	△ 2.2	271.6	270.2	△ 1.4	271.6	271.0	△ 0.6
	O	377.7	376.6	△ 1.1	377.7	376.7	△ 1.0	377.7	377.1	△ 0.6	377.7	377.3	△ 0.4
	P	296.7	296.4	△ 0.3	296.7	296.7	0.0	296.7	296.6	△ 0.1	296.7	296.4	△ 0.3
	Q	298.8	298.9	0.1	298.8	299.1	0.3	298.8	299.1	0.3	298.8	299.2	0.4
	R	268.4	265.9	△ 2.5	268.4	266.4	△ 2.0	268.4	267.1	△ 1.3	268.4	267.7	△ 0.7

集計要件に係る分析等

○一般労働者における実労働日数の要件を変更した場合の試算結果の分析

試算した結果の差についての分析として、試算した結果の変化率の絶対値と標準誤差率を比較した。

企業規模	産業 大分類	2022（令和4）年				標準誤差率[%]
		実労働日数の要件を14日 以上に変更	実労働日数の要件を15日 以上に変更	実労働日数の要件を16日 以上に変更	実労働日数の要件を17日 以上に変更	
		試算結果の変化率の絶対 値[%]	試算結果の変化率の絶対 値[%]	試算結果の変化率の絶対 値[%]	試算結果の変化率の絶対 値[%]	
10人 以上 計	計	0.03	0.06	0.16	0.16	0.47
	C	0.17	0.09	0.06	0.06	9.32
	D	0.33	0.30	0.21	0.18	1.39
	E	0.33	0.40	0.46	0.33	0.88
	F	0.57	0.52	0.47	0.40	1.23
	G	0.29	0.21	0.13	0.11	1.92
	H	0.46	0.60	0.60	0.39	2.14
	I	0.54	0.57	0.70	0.64	0.34
	J	0.88	0.78	0.59	0.40	1.64
	K	0.21	0.06	0.12	0.18	0.93
	L	0.18	0.23	0.31	0.23	1.25
	M	1.55	1.32	1.05	0.39	2.67
	N	0.92	0.81	0.52	0.22	0.83
	O	0.29	0.26	0.16	0.11	0.69
	P	0.10	0.00	0.03	0.10	0.43
	Q	0.03	0.10	0.10	0.13	1.06
	R	0.93	0.75	0.48	0.26	0.84

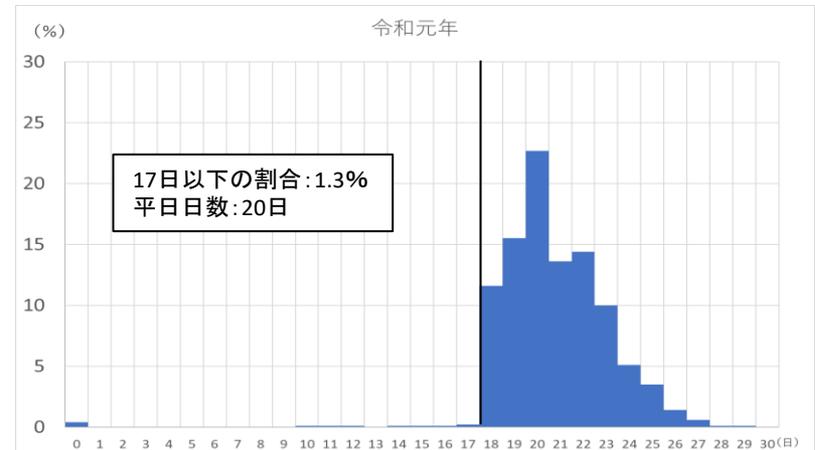
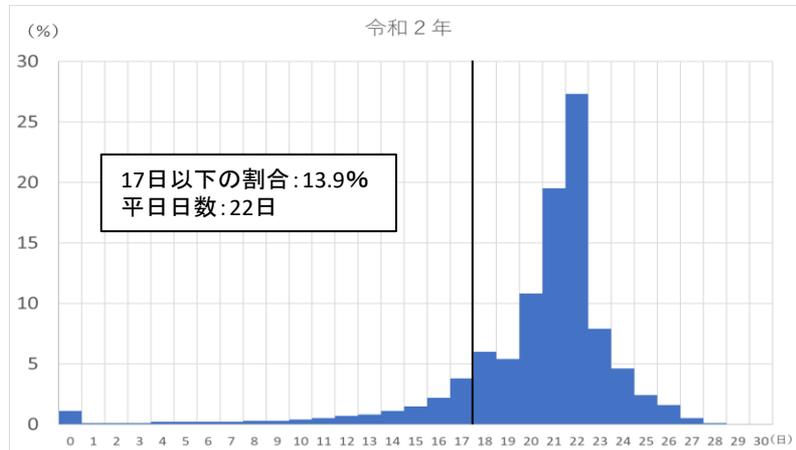
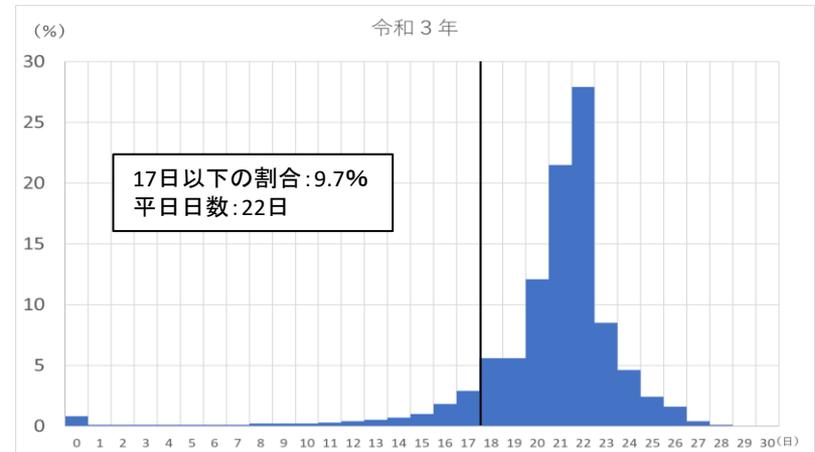
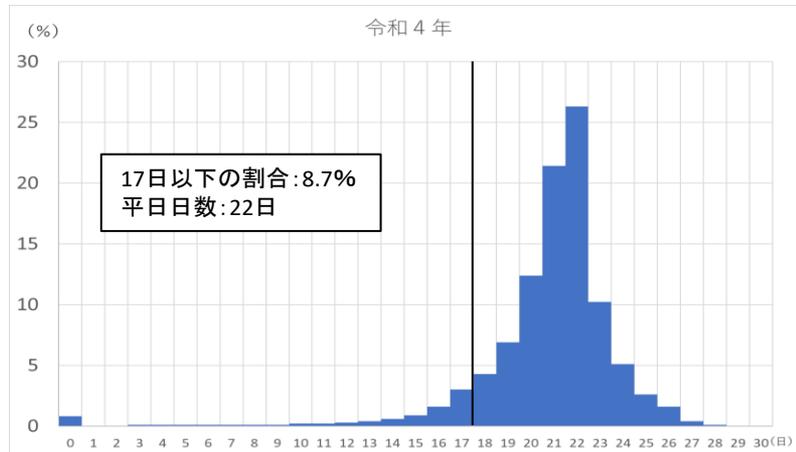


多くの区分で試算した結果の変化率の絶対値の方が標準誤差率より小さくなっており、実労働日数の要件を変更した場合に大きな差異はないことがうかがえる。

集計要件に係る分析等

コロナ禍でフレックスタイムなどが浸透し、週休3日制となっている可能性も考えられることから、その影響のない令和元年でも実労働日数が18日以下の人たちが伸びているのか確認する必要があるのではないか。

○一般労働者における実労働日数階級別のサンプルサイズの割合の変遷（直近4年）

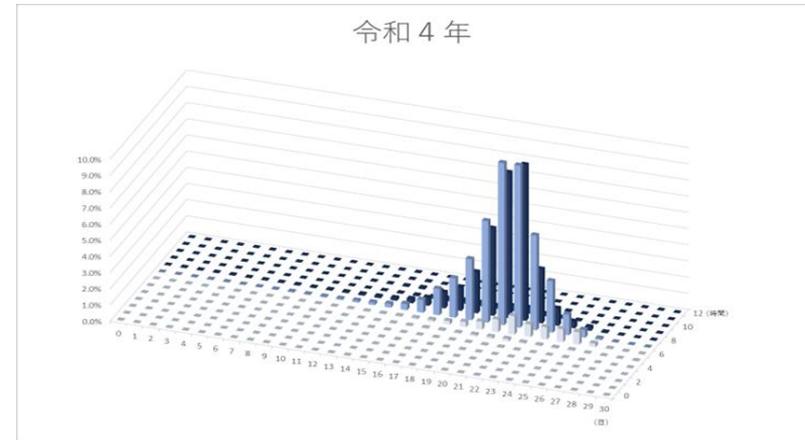
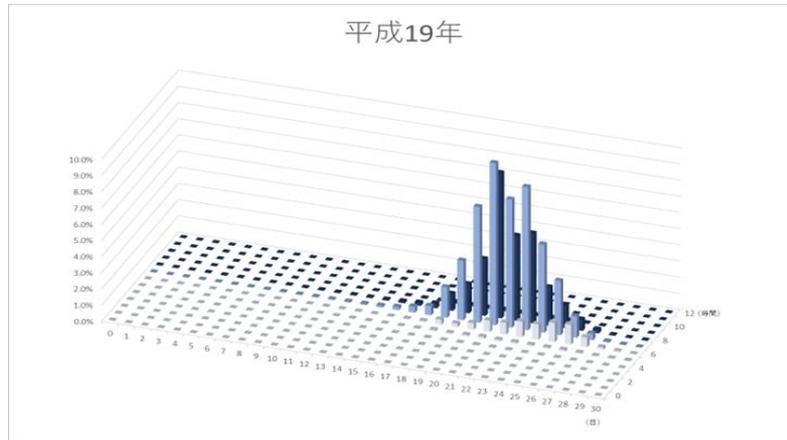
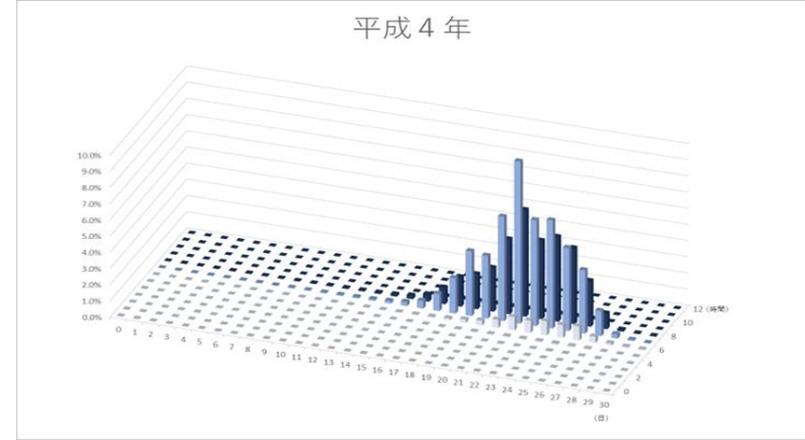
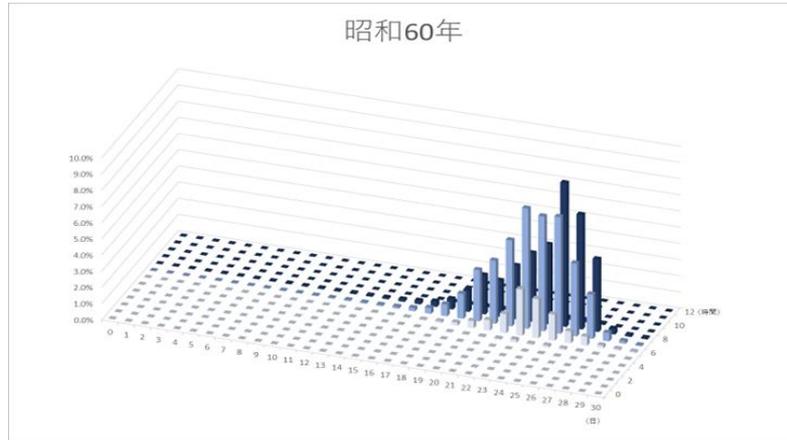


注: 令和元年は、集計要件を満たさない労働者については、同一事業所内に賃金が当該労働者と同水準である集計対象の一般労働者がいる場合、実労働日数を18日に補正し、所定内実労働時間を日数比例で増加補正していることに留意。

集計要件に係る分析等

実労働日数と1日当たり所定内労働時間の二次元の分布がどのように変わってきているのかを見ておくと、今後の集計要件の変更等の参考になるのではないかと。

○一般労働者における実労働日数階級、1日当たり所定内実労働時間階級別のサンプルサイズの割合の変遷



注:各調査年の一般労働者全体のサンプルサイズを100%とし、実労働日数(日)及び1日当たり所定内実労働時間(時間/日)の各階級に該当するサンプルサイズの割合を図示している。

集計要件に係る分析等

実労働日数と1日当たり所定内労働時間の二次元の分布がどのように変わってきているのかを見ておくと、今後の集計要件の変更等の参考になるのではないかと。

○一般労働者における実労働日数階級、1日当たり所定内実労働時間階級別のサンプルサイズの割合の変遷
昭和60年

		実労働日数(日)																			
		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
時間/日 内実労働時間	1日当たり所定	5	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	6	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.2%	0.4%	0.7%	1.2%	2.9%	2.4%	1.6%	0.7%	0.6%	0.2%	0.1%	0.1%
	7	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.4%	0.7%	1.5%	3.2%	3.9%	5.3%	7.4%	7.1%	7.2%	4.5%	2.7%	0.5%	0.2%	0.1%
	8	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.3%	0.6%	1.3%	2.4%	2.2%	3.3%	4.2%	4.9%	8.9%	7.1%	4.5%	0.3%	0.1%	0.1%
	9	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%

平成4年

		実労働日数(日)																			
		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
時間/日 内実労働時間	1日当たり所定	5	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	6	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.2%	0.3%	0.5%	0.8%	0.8%	0.9%	0.8%	0.9%	0.4%	0.1%	0.1%	0.1%
	7	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.5%	1.0%	2.2%	4.0%	3.9%	6.4%	10.6%	6.5%	6.7%	5.1%	3.9%	1.5%	0.3%	0.1%	0.0%
	8	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.4%	1.0%	1.8%	2.1%	2.7%	4.6%	6.6%	4.8%	5.2%	4.7%	2.8%	1.0%	0.1%	0.0%	0.0%
	9	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

平成19年

		実労働日数(日)																			
		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
時間/日 内実労働時間	1日当たり所定	5	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	6	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.3%	0.2%	0.4%	0.7%	0.7%	1.0%	0.9%	1.2%	1.2%	0.6%	0.1%	0.1%	0.0%
	7	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.4%	0.6%	1.9%	3.7%	7.1%	16.1%	7.9%	8.8%	5.4%	3.3%	1.3%	0.4%	0.1%	0.0%	0.0%
	8	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.2%	0.3%	1.0%	1.8%	3.5%	9.0%	5.2%	5.5%	2.4%	1.4%	0.7%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%
	9	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

令和4年

		実労働日数(日)																			
		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
時間/日 内実労働時間	1日当たり所定	5	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	6	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.3%	0.5%	0.8%	1.1%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%
	7	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.4%	0.8%	1.6%	2.4%	3.8%	6.3%	11.2%	15.1%	5.8%	3.2%	1.3%	0.5%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	8	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.3%	0.5%	1.0%	1.4%	2.5%	5.4%	9.0%	9.6%	3.3%	1.1%	0.4%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	9	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

注:各調査年の一般労働者全体のサンプルサイズを100%とし、実労働日数(日)及び1日当たり所定内実労働時間(時間/日)の各階級に該当するサンプルサイズの割合を表示している。

集計要件の変更に当たっての方向性

- 実労働日数の要件を変更した場合、所定内給与額にどのような影響が生じるか試算を行ったところ、大きな差異はないと考えられる。
- 今後の制度の普及状況を注視するとともに、令和4年調査は、新型コロナウイルス感染症の影響があることも考えられるが、令和5年5月8日から「5類感染症」に移行したことを踏まえ、令和5年調査以降の実労働日数階級別のサンプルサイズの結果を厚生労働省HPに公表した上で、厚生労働省において、実労働日数の要件の変更の必要性を判断することが適当である。
- なお、集計要件が安易に変わるのは、時系列比較の観点で利用者が扱いづらくなることから、変更の際には注意が必要である。